

## 藤沢市水田保全事業奨励金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市民に潤いと安らぎを与える田園景観を形成し、生物環境の創出、大気・水の浄化、水源のかん養、災害の防止など多面的な機能を有する水田を次世代に引き継ぐことを目的とした藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第2農業振興の部に規定する水田保全事業（以下「水田保全事業」という。）の実施に当たり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者等)

第2条 水田保全事業に係る奨励金の交付を受けることができる者は、藤沢市に住民登録を有し、かつ、市内の水田において水稻を作付けし、及び当該水田を生産を行う状態に管理しているものであって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 水稻生産について環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下次号において「法」という。）第19条第5項の規定に基づき神奈川県知事から認定を受け、又は交付申請をした年度内（以下「当該年度内」という。）に認定を受ける予定であること。
- (2) 法第2条第4項第1号に規定された活動に取り組み、化学肥料及び化学農薬の使用量を「神奈川県『特別栽培農産物に係る表示ガイドライン』における慣行レベル」から30%以上削減することを目標とした環境負荷低減事業活動実施計画について、神奈川県エコファーマーに関する計画要領（令和8年4月1日施行）に基づき神奈川県知事から認定を受け、又は交付申請をした当該年度内に認定を受ける予定であること
- (3) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。令和4年7月1日廃止。）第4条第3項に基づき、神奈川県知事から水稻生産における持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けたものであって、かつ、当該年度の水田保全事業の完了（以下「事業完了」という。）まで認定の残存期間が有効であること。
- (4) 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業により水稻生産を行っていること。

### (交付申請手続)

第3条 交付要綱第4条第1項に定める市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書（参考様式第1号）
- (2) 申請者が前条第1号から3号までの要件を満たす者である場合には、認定を受けている者にあつては認定書の写し
- (3) 申請者が前条第4号の要件を満たす者にあつては有機農業実施計画（参考様式第2号）

2 前条第1号及び2号で定める要件に該当する者は、事業完了までに認定書の写しを提出しなければならない。

(水稻生産の承継等)

第4条 交付申請後に生じた、相続その他これに類する事由により、申請者の水稻生産を譲り受けた者（以下「承継者」という。）は、申請者の水稻生産の承継等に関する申出書（参考様式第3号）を速やかに市長へ提出しなければならない。

2 承継者は、前項の申出をした場合に限り、承継した水田面積に対する奨励金の交付を受けることができる。

(奨励金の請求)

第5条 交付要綱第9条第4項の別に定める請求書は、藤沢市水田保全事業請求書（要領第1号様式）とする。

(調査等)

第6条 市長は、奨励金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、水田保全事業に関する報告を求め、又は水稻作付け状況の現地確認その他必要と認める調査を行うことができる。

(事業の計画変更)

第7条 奨励金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事由によって事業の計画又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- (1) 保全すべき水田の保全管理に必要な防災上の処置を行おうとするとき。
- (2) その他保全すべき水田の耕作に影響を及ぼす行為を行おうとするとき。

(事業の中止)

第8条 補助事業者は、次に掲げる条件のいずれかに該当したときは、水田保全事業を中止することができる。この場合において、補助事業者又はその相続人は、速やかに交付要綱第7条の変更承認申請書に藤沢市水田保全事業中止届（参考様式第4号）を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者又はその相続人の責めによらない事由により水田の保全を継続することが困難になったとき。
- (2) 事故又は災害その他不可抗力により水田の保全を継続することが困難になったとき。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、水田保全事業に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2017年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2026年4月1日から施行する。